

シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会― 受講者募集中 ―

高齢者の介護予防を推進する「シルバーリハビリ体操」を広く普及するための指導士を養成します。ご自身の健康づくりをしながら、あなたもシルバーリハビリ体操指導士になって、仲間と一緒に活動してみませんか。いつでも・どこでも・ひとりでもできる体操です。

◆受講定員 10名

◆対象となる方

- ①利根町民の方
- ②常勤の職をもっていない方
- ③おおむね50歳以上の方
- ④5日間の全日程に参加できる方※1
- ⑤体操普及のボランティア活動ができる方

※1参加できない場合は、茨城県立健康プラザにて補講が受けられます。

◆受講料 無料

◆内容 講義（解剖運動学、加齢と運動器の障害他）
実技（シルバーリハビリ体操）

日 程	会 場・時 間
11月5日（火）	利根町保健福祉センター ＊オンラインでの研修です 午前9時30分～午後3時45分
11月8日（金）	利根町保健福祉センター 午前9時30分～午後3時45分
11月12日（火）	
11月15日（金）	
11月20日（水）	

◆申込締切 10月18日（金）

◆申し込み・問い合わせ先
利根町保健福祉センター いきがい支援係
☎68-8291

自衛官募集中

募集種目	応募資格		受付締切	試験期日
防衛大学校学生（一般）	18歳以上21歳未満の方（自衛官は23歳未満）高卒者（見込含）または高等専門学校3年次修了者（見込含）		10月17日（木） （締切日必着）	1次：11月2日（土） 2次：11月30日（土）～12月4日（水） ※いずれか1日を指定されます。
航空学生 海上・航空 自衛隊	海上 自衛隊	18歳以上23歳未満の方（高卒者（見込含））または高等専門学校3年次修了者（見込含）	9月5日（木） （締切日必着）	1次：9月16日（月） 2次：10月12日（土）～17日（木） ※いずれか1日を指定されます。 3次： （海）11月15日（金）～12月11日（水） （空）11月9日（土）～12月12日（木）
	航空 自衛隊	18歳以上24歳未満の方（高卒者（見込含））または高等専門学校3年次修了者（見込含）		
一般 曹候補生	18歳以上33歳未満の方（32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方）		9月3日（火） （締切日必着）	1次：9月14日（土）～22日（日） 2次：10月12日（土）～27日（日） ※いずれか1日を指定されます。
自衛官 候補生	18歳以上33歳未満の方（32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方）		通年	受付時にお知らせします。

※その他、7月1日から防衛大学校学生、防衛医科大学校学生も受け付けています。

応募資格年齢の起算日は、募集種目ごとに異なっていますので、それぞれの要項で確認してください。

▶問い合わせ先 自衛隊茨城地方協力本部 龍ヶ崎地域事務所

☎0297-64-3351 ibaraki.pco-ryugasaki@rct.gsdf.mod.go.jp

休日・夜間の受診が必要なとき

取手北相馬休日夜間診療所（内科・外科）
取手市野々井1926番地
（取手北相馬保健医療センター医師会病院内）

☎0297-78-6111

※必ず事前に医療機関に電話をしてください。

診療時間 土曜日：17時～翌朝9時
日曜日、祝日・年末年始：9時～翌9時

受診を迷ったり・誰かに相談したいとき

茨城 おとな救急電話相談
プッシュ回線の固定電話、携帯電話から
短縮ダイヤル **#7119**

茨城 こども救急電話相談
プッシュ回線の固定電話、携帯電話から
短縮ダイヤル **#8000**

または
050-5445-2856

24時間 年中無休

相談は無料です。
ただし通話料は利用者負担となります。

児童扶養手当現況届 8月30日(金)までに提出を!!

現在、児童扶養手当の受給資格認定を受けている方は、**8月30日(金)までに**現況届を提出してください。（現況届の用紙などは、7月末に郵送しました。）

前年の所得に応じて、支給額が見直されしますのでご注意ください。

また、監護する児童および父または母が、養育費用として受け取る金品などは、その8割が所得として加算されますので「養育費に関する申告書」に記入し、提出してください。

※この届出がないと、**11月以降の手当**を受けることができません。

▼児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。児童扶養手当を受給するためには子育て支援課へ申請（認定請求）が必要です。

▼対象となる方

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童および心身におおむね中度以上の障がいがある場合は20歳未満）について、父・母またはその児童を養育している方（養育者）がその児童を監護し、かつ、生計を同じくし

ている場合に支給されます。

父母が婚姻を解消した児童／父または母が死亡した児童／父または母が一定程度の障がいの状態にある児童／父または母の生死が明らかでない児童／父または母が1年以上遺棄もしくは拘禁されている児童／母が婚姻によらないで生まれた児童／母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

※次のような場合、**対象とはなりません**。
・児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき
・父、母または養育者が婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき

※右記以外にも対象とならない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。

▼所得制限

手当を受ける人の前年の所得が一定の額以上ある場合は、その年度（11月から翌年の10月まで）は、手当の全部または一部が支給停止されます。※詳細な金額については、お問い合わせください。

また、所得には、前年に父または母および、児童が受け取った養育費の8割が合算されます。なお、扶養義務者（同居の直系血族および兄弟姉妹）などの所得による所得制限もあります。

▼手当額（月額）

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する児童の数や受給資格者の所得などにより決められます。令和6年4月より手当額（月額）は左記金額に改定されています

○児童1人の場合

全部支給…4万5500円
一部支給…4万5490円、

1万740円

○児童2人以上の加算額

・2人目

全部支給…5万6250円
一部支給…5万6230円、

1万6120円

・3人目

全部支給…6万2700円
一部支給…6万2670円、

1万9350円

▼申請手続きに必要なもの

申請に当たっては、受給資格者および該当する児童の戸籍謄本などが必要です。

※申請理由や世帯状況などにより必要なものが異なりますので、子育て支援課にご相談ください。

▼公的年金給付との併給

児童扶養手当の受給資格者や対象児童が公的年金給付などを受給できる場合および対象児童が公的年金の加算対象となっている場合は、その受給額および加算額の月額が児童扶養手当月額（所得制限後の額）より低い場合にその差額が支給されます。

令和3年3月分の手当以降、障害基礎年金などを受給している方は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

児童扶養手当の受給対象に該当する方で申請がお済みでない方は、左記の問い合わせ先にご連絡の上、申請してください。

▼問い合わせ先

子育て支援課 子ども福祉係
☎68・2211（内線145）